

WHO飲料水水質ガイドラインの改訂情報

WHO飲料水水質ガイドラインの改訂情報について、2月21日までにWHOのホームページに掲載されたもの等についてまとめた。

1. 既存ガイドライン値

WHO飲料水水質ガイドライン（第2版）から抜粋した。

2. 新ガイドライン値及びガイドライン値の根拠

WHO飲料水水質ガイドライン（第3版）案として、WHOのホームページに掲載されたものから、必要事項について抜粋した。

WHOでは、ガイドライン案として、飲料水中に存在することがまれである等の理由によりガイドライン値が設定されないこととされている場合には、「設定されない」としている。また、農業資材の場合、同様の理由によりガイドライン値が設定されないが、既に得られているADIの知見を用いて健康影響の観点からの評価が可能な場合には、「設定されない（健康影響の観点から）」としている。

今回の改訂でWHOがガイドライン値を provisional と位置づけたものについては、新ガイドライン値の横に「p」と記載した。

3. 評価値案

評価値案は、TDI及びADIに対して、体重50キログラム、1日の飲水量2リットル、飲料水へのアロケーション10%で計算した値について、基本的に有効数字一桁で整理した。

4. 現行環境基準値等

現時点での、環境基準及び要監視項目について基準値等を記載するとともに、要調査項目への位置づけの有無等について記載した。

5. 水道水質基準

現時点での水道水質基準等について記載した。また、「改正案」については、平成15年2月17日に開催された、第7回厚生科学審議会生活環境水道部会水質管理専門委員会に提出された資料によるものであり、今後変更があり得る。

6. 農薬登録

現時点での農薬登録の有無を記載した。

WHO飲料水水質ガイドラインの改訂情報

1 自然由来のある物質

CAS番号	物質名		既存ガイドライン値(mg/L)	新ガイドライン値(mg/L)	P	ガイドライン値の根拠				(参 考)					
	和名	英名				T D I (mg/kg/day)	allocation	weight (kg)	消費 (L/day)	案 (mg/L)	現行環境基準値等			水道水質基準	
											基準 (mg/L)	要監視 (mg/L)	要調査 (mg/L)	現行 (mg/L)	改正案 (mg/L)
7439-96-5	アンチモン	Antimony	0.005(P)	0.018		0.006	10%	60	2	0.02		-		基準 / 0.05 (性状)	管理目標 / 0.015
7440-38-2	ヒ素	Arsenic	0.01 ^h (P)	0.01	P	既存ガイドライン値を維持				0.01	0.01			基準 / 0.01	同左
7440-39-3	バリウム	Barium	0.7	0.7		(疫学調査結果)				0.7			×		要検討項目 / 0.7
	フッ化物	Fluoride	1.5	1.5		(疫学調査結果)					0.8 (ふっ素として)			フッ素基準 / 0.8	同左
7439-96-5	マンガン	Manganese	0.5(P) 0.1 (性状)	0.4	P	0.06	20%	60	2	0.2				基準 / 0.05 (性状)	同左
	硫酸物	Sulfate		設定されない											
7440-61-1	ウラン	Uranium	0.002(P)	0.009	P	0.0006	50%	60	2	0.002				監視 / 0.002	管理目標 / 0.002P
	銅	Copper	2	2	P									基準 / 1 (性状)	同左

注

ハッチはガイドラインが新規またはガイドライン値が変更になったもの。

要調査項目： は測定済み、×は未測定、－は要調査項目ではないもの。

2. 事業場及び家庭から排出される物質

CAS番号	物質名			既存ガイドライン値 (mg/L)	新ガイドライン 値 (mg/L)	ガイドライン値の根拠				評価値 案 (mg/L)	(参 考)				
	和名	別名	英名			T D I (mg/kg/ day)	alloc ation	weight (kg)	消費 (L/日)		現行環境基準値等			水道水質基準	
											基準 (mg/L)	要監視 (mg/L)	要調査 (mg/L)	現行 (mg/L)	改正案 (mg/L)
75-01-4	塩化ビニル		Vinyl Chloride	0.005 ^b	0.0005	発がん リスク				0.0005					要検討項目 / 0.002
71-55-6	1,1,1-トリクロロエタン		1,1,1- trichloroethane	2(P)	2		0.6	10%	60	2	1	1		基準 / 0.3 (性状)	管理目標 / 0.3 (性状)
107-06-2	1,2-ジクロロエタン		1,2-dichloroethane	0.03 ^b	0.004		0.00012	10%	60	2		0.004		基準 / 0.004	管理目標 / 0.004
123-91-1	1,4-ジオキサン	パラジオキサン / 1,4-ジエチレンオキ シド	1,4-Dioxane	-	0.05		0.016	10%	60	2	0.04				基準 / 0.05
7440-43-9	カドミウム		Cadmium	0.003	0.003		0.001	10%	60	2		0.01		基準 / 0.01	同左
56-23-5	四塩化炭素	テトラクロロメタン	Carbon tetrachloride	0.002	0.004		0.0014	10%	60	2	0.004	0.002		基準 / 0.002	同左
87-68-3	ヘキサクロロブタジエン		Hexachlorobutadie ne	0.0006	0.0006		0.0002	10%	60	2	0.0005				
	無機スズ		inorganic t i n		設定されない										
108-88-3	トルエン	トリオール / メチルベンゼン	Toluene	0.7	0.7		0.223	10%	60	2	0.6		0.6	監視 / 0.6	管理目標 / 0.2
106-89-8	エピクロロヒドリン		Epichlorohydrin	0.0004(P)	0.0004	p	0.00014	10%	60	2	0.0004				要検討項目 / 0.0004P
56-35-9	トリブチルスズオキシド		Tributhyltin oxide	0.002	0.002		0.00025	20%	60	2					要検討項目 / 0.0006P

カドミウムについては、現在、国際機関において毒性に関する検討が行われており、今回は対象としない。

注

ハッチはガイドラインが新規またはガイドライン値が変更になったもの。
要調査項目： は測定済み、×は未測定、-は要調査項目ではないもの。

3 農業資材

CAS No.	物質名			既存ガイドライン値 (mg/L)	新ガイドライン値 (mg/L)	ガイドライン値の根拠				評価値 案 (mg/L)	(参 考)					
	一般和名	一般英名	登録名・略名			A D I (mg/kg/d ay)	alloca tion	weight (kg)	L/ 日		現行環境基準値等			農薬 登録	水道水質 基準 (mg/L)	
											基準 (mg/L)	要監視 (mg/L)	要調査 (mg/L)			
106-93-4	1,2-ジブロモエタン	1,2-dibromoethane		0.0004-0.015(P)	0.0004-0.015(P)	p	発がんリ スク				0.02			-	×	
94-75-7	2,4-ジクロロフェノキシ酢酸	2,4-Dichlorophenoxyacetic acid	2,4-D	0.03	0.03		0.01	10%	60	2	0.03					監視 / 0.03
90-43-7	ジフェニルフェノール	2-Phenylphenol			設定されない(健康影 響の観点から 1)		0.4	10%	60	2	1				×	
116-06-3	アルジカルブ	Aldicarb		0.01	0.01		0.003	10%	60	2	0.008			×	×	
309-00-2(Aldrin)	アルドリン・ディルドリン	Aldrin and dieldrin		0.00003	0.00003		0.0001	1%	60	2	0.00003				×	
25057-89-0	ベンタゾン	Bentazone		0.3	設定されない(健康影 響の観点から 0.3)		0.1	10%	60	2	0.3					監視 / 0.2
1563-66-2	カルボフラン	Carbofuran		0.007	0.007		0.002	10%	60	2	0.005				×	監視 / 0.005
57-47-9	クロルデン	Chlordane		0.0002	0.0002		0.0005	1%	60	2	0.001				×	
120-36-5	ジクロロプロップ	Dichlorprop		0.1	0.1		0.0364	10%	60	2	0.09			-		
94-82-6	2,4-ジクロロフェノキシブチル酸	4-(2,4-dichlorophenoxy) butyric acid	2,4-DB	0.09	0.09		0.03	10%	60	2	0.08			-	×	
93-76-5	2,4,5-トリクロロフェノキシ酢酸	2,4,5-Trichlorophenoxy acetic acid	2,4,5-T	0.009	0.009		0.003	10%	60	2	0.008				×	
93-72-1	フェノプロップ	Fenoprop		0.009	0.009		0.003	10%	60	2	0.008			-	×	
93-65-2 7085-19-	メコプロップ	Mecoprop	MCPP	0.01	0.01		0.00333	10%	60	2	0.008			-		
2921-88-2	クロルピリホス	Chlorpyrifos			0.03		0.01	10%	60	2	0.03					
10917-42-0	DDT・DDT代謝産物	DDT and its derivatives		0.002	0.001		0.01	1%	10	1	0.05				×	
60-51-5	ジメトエート	Dimethoate		-	0.006		0.002	10%	60	2	0.005			-		
2764-72-9	ジクワット	Diquat		0.006	0.006		0.002	10%	60	2	0.005			×		
115-29-7	エンドスルファン	Endosulfan	ベンゾエピン	-	設定されない(健康影 響の観点から 0.02)		0.006	10%	60	2	0.02					
122-14-5	フェニトチオン	Fenitrothion	MEP	-	設定されない(健康影 響の観点から 0.008)		0.005	5%	60	2	0.01		0.003			監視 / 0.003
1071-83-6	グリホサート	Glyphosate			設定されない(健康影 響の観点から 5)		1.75	10%	60	2	0.01					

CAS No.	物質名			既存ガイドライン値 (mg/L)	新ガイドライン値 (mg/L)	ガイドライン値の根拠				評価値 案 (mg/L)	(参 考)				
	一般和名	一般英名	登録名・略名								現行環境基準値等			農薬 登録	水道水質 基準 (mg/L)
						A D I (mg/kg/d ay)	alloca tion	weight (kg)	L/ 日		基準 (mg/L)	要監視 (mg/L)	要調査 (mg/L)		
76-44-8 (Heptachlor)	ヘプタクロル・ヘプタクロルエポキ サイド	Heptachlor and heptachlor epoxide		0.00003	設定されない(健康影 響の観点から 0.00003)	0.0001	1%	60	2	0.0003			-	×	
121-75-5	馬拉チオン	Malathion	マラソン		設定されない(健康影 響の観点から 0.9)	0.3	10%	60	2	0.8					
10265-92-6	メタミドフォス	Methamidophos			設定されない									×	
72-43-5	メトキシクロール	Methoxychlor			0.02	0.005	10%	60	2	0.01				×	
51218-45-2	メトクロール	Metolachlor		0.01	0.01	0.0035	10%	60	2	0.009			-		
298-00-0	メチルパラチオン	Methyl parathion			設定されない(健康影 響の観点から 0.009)	0.003	10%	60	2	0.008			-	×	
	モノクロトフォス	monocrotophos			ドキュメントなし										
56-38-2	パラチオン	Parathion	エチルパラチオン		設定されない(健康影 響の観点から 0.01)	0.004	10%	60	2	0.01				×	
52645-53-1	ペルメスリン	Permethrin		0.02	設定されない(健康影 響の観点から 0.02)	0.05	1%	60	2	0.1					
95737-68-1	ピリプロキシフェン	Pyriproxyfen			0.3	0.1	10%	60	2	0.3			-		

注

ハッチはガイドラインが新規またはガイドライン値が変更になったもの。
要調査項目： は測定済み、×は未測定、-は要調査項目ではないもの。